

移動等円滑化取組計画書

令和元年 1 2 月 2 6 日

住 所 鹿児島県鹿児島市上荒田町 37 番 20 号
事業者名 鹿児島市交通局
代表者名 鹿児島市交通事業管理者
交通局長 鞍掛 貞之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ① 市電停留場については、バリアフリー法に基づく全停留場のバリアフリー化に向け、一部バリアフリー未対応箇所のある鹿児島駅前停留場について、鹿児島市が実施する「鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業」の駅前広場等整備にあわせてバリアフリー化(乗降場幅員の拡幅、乗降場と歩道の段差解消等)及び上屋の建替等を実施することとしており、令和 2 年度末の整備完了を目指し、元年度中に着工する。

また、鹿児島大学の学生等の利用が多く、車椅子未対応である唐湊停留場について、元年度、乗降場幅員の拡幅や上屋等の整備に着手する。

その他の幅員が狭く車椅子未対応の停留場 5 ヶ所については、引き続き、鹿児島県など道路管理者等と協議を行う。

- ② 車両については、老朽化した車両をバリアフリー対応の超低床電車に順次更新する方針であり、現時点で次回の更新時期は未定であるが、平成 31 年 3 月に 2 両導入し、現在の低床化率は 30.9%(17/55)である。

また、車内事故防止対策として、元年度に、超低床以外の車両 9 両に縦手すりを増設し、2 年度以降も順次設置を進める。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 聴覚障害者等への円滑な情報提供のため、元年度に全車両へ簡易筆談器を設置する。
- ② 全職員を対象に、障害のある方等への対応方法についての研修を行う。
- ③ 鹿児島県が元年 7 月から導入した「ヘルプカード」(優先席の対象となる内部障害者等を示すカード)の広報周知に協力し、車内及び主要停留場、乗車券販売所に掲示するとともに、職員研修を実施する。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
鹿児島駅前停留場の整備	・バリアフリー化(乗降場幅員の拡幅、乗降場と歩道の段差解消等)及び上屋の建替等に着工する。(2年度未完了予定)
唐湊停留場の整備	・乗降場幅員の拡幅や上屋等を整備し、車椅子での利用ができるようにする整備を実施する。
車両への縦手すりの増設	・車内事故防止対策として、超低床以外の車両に元年度9両、2年度以降も順次、縦手すりを増設する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供(継続)	・車椅子利用者の超低床電車乗降時、運転士が状況に応じて補助を行う。 ・視覚障害者等の乗降時、運転士が車外案内マイクを使用するなどして注意喚起等を行うとともに、状況に応じて乗降の補助を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両への簡易筆談器の設置	・全車両に簡易筆談器を設置し、筆談による情報提供等を行う。
超低床電車運行時刻の時刻表掲載(継続)	・超低床電車の運行時刻を停留場に掲示している時刻表に掲載する。(非低床電車については、昼間帯は「〇分間隔」とのみ掲載)
接近表示機による運行情報の提供(継続)	・停留場に電車が接近したことを、電光掲示と音声で案内する。
ロケーションシステムによる運行情報の提供(継続)	・電車の時刻表及び車両位置情報等をスマートフォン等のアプリで確認できるロケーションシステムを運用する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者等の接遇に関する研修	・全職員を対象に、鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を配付して研修を実施する。(継続) また、鹿児島県が導入する「ヘルプカード」について職員研修を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためにⅡと併せて講ずべき措置

・鹿児島駅前停留場及び唐湊停留場のバリアフリー化等の整備は、鹿児島市が策定している新交通バリアフリー基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	・本年度初めて策定するため、前年度計画書なし。

Ⅴ その他計画に関連する事項

・本市の広聴制度である「わたしの提言」や「市民の声」、本局ホームページの「お問い合わせフォーム」、電話等で寄せられる当事者の意見等を把握・共有するとともに、本計画の実施及び見直しに活用する。 ・中期的な対応方針に記載された事項については、現在策定中の、令和2～8年度を計画期間とする本局の新しい経営計画（「鹿児島市交通事業経営計画（仮称）」に位置づけることとしている。
--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置づけ等について記入すること。